



2019年1月30日

各 位

会 社 名 株式会社 荏原製作所
代表者名 代表執行役社長 前田 東一
(コード番号 6361 東証第1部)
問合せ先 総務部長 鈴木 俊昭
(電話 03-3743-6111)

最高裁決定に関するお知らせ

2018年7月11日付け「上告提起及び上告受理申立てに関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、ヤマト運輸株式会社（以下、「ヤマト運輸」）との間の訴訟に関して上告提起及び上告受理申立てを行っていましたが、2019年1月29日付で最高裁判所より上告棄却及び上告不受理の決定の通知がございました。また、ヤマト運輸が同訴訟に関して行っていた上告受理申立てについても、不受理の決定の通知がございました。これをもって、同訴訟は終結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 決定がなされた裁判所及び年月日

- (1) 裁判所：最高裁判所
- (2) 年月日：2019年1月29日（決定書受領日：2019年1月30日）

2. 決定の内容

- (1) 当社の上告及び上告受理申立て
 - ① 本件上告を棄却する。
 - ② 本件を上告審として受理しない。
 - ③ 上告費用及び上告受理申立費用は上告人兼申立人の負担とする。
- (2) ヤマト運輸の上告受理申立て
 - ① 本件を上告審として受理しない。
 - ② 申立費用は申立人の負担とする。

3. 経緯

当社がヤマト運輸に売却した羽田事業所の土地にスレート片が混入していたとして、ヤマト運輸が当社に対して85億509万5193円の損害賠償を求めた訴訟に関して、東京高等裁判所は2018年6月28日付けで当社に対してヤマト運輸の請求の一部である59億5278万3219円及びこれに対する遅延損害金の支払いを命じる判決を言渡しました。

同判決に対して、当社が上告提起及び上告受理申立てを、ヤマト運輸が上告受理申立てを行っていましたが、最高裁は、2019年1月29日付けで、当社の上告を棄却し、また当社及びヤマト運輸の上告受理申立てのいずれも上告審として受理しない旨の決定をしたものです。以上により、同判決が確定いたしましたので、お知らせいたします。

4. 今後の見通し

同判決により当社に支払いが命じられていた59億52百万円及びその遅延損害金に係る訴訟損失引当金77億21百万円を2018年12月期第1四半期までに全額計上済みであり、業績に与える影響はありません。

以 上